

丹波篠山市立西紀北小学校いじめ防止基本方針

丹波篠山市立西紀北小学校

1 学校の方針

全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

- (1) 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- (3) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、家庭、地域、行政機関その他関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざす。

2 基本的な考え方

本校は、小規模校で、へき地1級の指定校である。山間の小規模校のという特色を生かし、保護者や地域の方々と連携した行事「ふれあい運動会」や「北っ子広場」などを行っている。

また、40年以上の伝統を持つ「体育発表会」や「なわとび記録会」を毎年開催し、保護者のみならず地域住民の方々の参加も多く、開かれた学校づくりに努めている。

「あいさつ日本一の草山地域」をスローガンに、地域全体で取り組むあいさつ運動を行い、学校と地域が一体となって、安心・安全な地域づくりをめざしている。

いじめについては、小規模校の利点を生かし、平素より教師集団が、個々の児童の学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、児童の微妙な変化に対応している。そして、教職員が児童とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し取り組む必要がある。

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織と役割

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び関係機関と連携する。

(1) いじめ対応チームの設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめの防止等の対策のための組織」として、「いじめ（防止）対応チーム」を置く。

(2) いじめ（防止）対応チームの構成

校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、教員2名（以上、生徒指導委員会の構成員）

校長の判断により必要に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門的な知識を有する者に委嘱する。

いじめ事案への対応時は、上記の構成員に加え、校長の指示のもと、当該児童担任、関係教員を加える。

(3) いじめ（防止）対応チームの役割

- ア 学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの対応に関する校内研修等を企画し、教職員の対応能力の向上を図る役割
- ウ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- エ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- オ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- カ 重大事態が発生した際に、速やかに事実関係を明確にするための調査を行い、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る役割

4 いじめの定義

子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。また、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立って、いじめ対応チーム会議により組織的に行う。

いじめの基本認識

- ① いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

5 いじめの未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、全ての教職員がいじめに対する基本認識をもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

取組	ねらい	具体的な内容（時期・回数等）
児童の実態把握	児童や学級の様子を知り、個々の置かれた状況や精神状態を把握する。	・職員会議での児童共通理解（毎回） ・いじめアンケートの実施（学期に1回） ・児童との教育相談（学期に1回） ・SCとの連携（来校日）

人権教育の充実	生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・参観日（10月） ・人権授業週間 ・朝会、人権朝会（年間）
道徳教育の充実	人権尊重の精神を大切に、日常生活に生かす道徳心や実践的態度を養う。	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳授業の推進（週1回） ・教科書、副読本の活用（年間）
体験教育の充実	自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見し体得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・自然学校（5年：6月） ・修学旅行（6年：10月） ・体験型環境学習（3・4年：年間） ・農業体験（1・2年、5・6年：年間） ・幼稚園児との交流 ・楽市楽座（10月） ・北っ子広場（1月）
コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実	他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築く。	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動（年間） ・週反省会（月2回） ・クラブ活動（年間6回） ・委員会活動（月1回）
児童が自ら主体的に行う取組の充実	児童の主体的な活動を通して、望ましい人間関係を築く。	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生を迎える会（5月） ・ふれあい運動会（9月） ・6年生を送る会（3月） ・縦割り班活動（月1回）
保護者・地域への働きかけ	いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さを啓発する。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校ホームページの更新（年間） ・学級懇談会（4月、2月） ・地区別懇談会（6月） ・人権学習会（10月） ・個別懇談会（6月、11月） ・学校だより、学級通信（年間） ・学校運営協議会（年3回）
インターネットを通じて行われるいじめに対する取組の推進	インターネットを通じて発信される様々な情報の特性の理解を図るとともに、インターネット利用時のルールを守る態度を育てる。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教育の推進（年間） ・「北っ子情報機器使い方6か条」の啓発（学期末） ・地区別懇談会（6月） ・人権学習会（10月）

6 いじめの早期発見の取組

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。

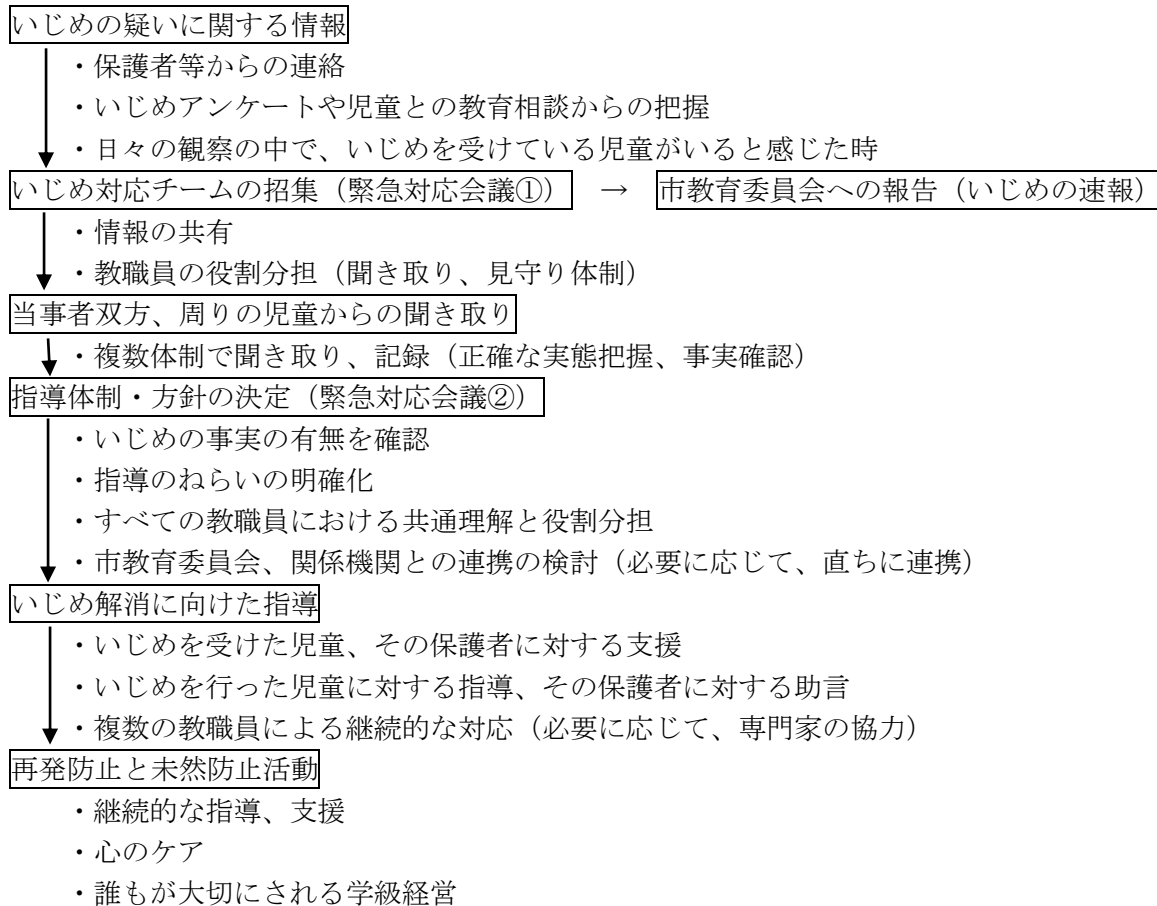
取組	ねらい	具体的な内容（時期・回数等）
日々の観察	休み時間や昼休み、放課後等の機会に、児童の様子に目を配り、児童と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見につながる。	<ul style="list-style-type: none"> ・授業や休み時間等の行動観察（常時） ・日記などの指導（随時） ・週目標等の設定（月2回）
情報交換	児童の問題行動や家庭の状況等の情報を交換し、共有することによって、全教	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議での児童共通理解（毎回） ・学級懇談会（4月、2月）

	職員で未然防止、早期対応を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区別懇談会（6月） ・ 個別懇談（6月、11月） ・ 学校運営協議会（年3回）
教育相談 (学校カウンセリング)	日頃から気軽に相談できる関係性を築き、安心して生活できる環境を整える。	<ul style="list-style-type: none"> ・ SCとの教育相談等（来校日）
いじめ実態調査アンケート	児童個々の実態を把握し、いじめの早期発見、未然防止、再発防止の手立てとして活用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめアンケートの実施（学期に1回） ・ 児童との教育相談（学期に1回）

7 いじめの早期対応の取組

いじめの兆候を発見したときに、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を組織的に実施する。

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめが起きた場合の対応の留意点

ア いじめられた児童に対して

○児童に対して

- ・ 事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・ 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

○保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意し、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

イ いじめた児童に対して

○児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け成長支援という観点を持ちながら指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

○保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

ウ 周りの児童に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

エ 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

○いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること、いじめられた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ対応チーム会議により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② いじめられた子どもが心身の苦痛を感じていないこと、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた子ども及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときも、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態の報告・調査

重大事態が発生した場合、学校は、市教育委員会に重大事態の発生を報告する。

市教育委員会において、調査の主体を学校が担うか、市教育委員会が担うか判断することとなるが、学校が調査の主体となる場合、以下のような対応にあたる。

①いじめ対応チームを重大事態の調査組織として、いじめ対応チームを母体とし、事態に応じた専門家を加えた組織を設置



②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施



③いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供



④調査結果を市教育委員会に報告



⑤調査結果をふまえた必要な措置の実施

9 いじめの防止に係る年間計画

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議 (児童共通理解) 生徒指導委員会 (いじめ防止対応 チーム会議も含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 道徳の授業の推進 情報モラル教育 朝会、人権朝会 特別活動 SCとの連携 学校HP 学校だより 学級通信 幼稚園との交流 <p>学級懇談会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 授業や休み時間等の 行動観察 日記などの指導 週目標等の設定 SCとの教育相談等 <p>学級懇談会</p>
5		<p>1年生を迎える会 学校運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 体験型環境学習 農業体験 	学校運営協議会
6		<p>自然学校 地区別懇談会 個人懇談会</p>	<p>いじめアンケート① 児童との教育相談 地区別懇談会 個人懇談会</p>
7		「北っ子情報機器 使い方6か条」啓発	
8			
9		ふれあい運動会	
10		<p>楽市楽座 参観日 人権学習会 修学旅行 学校運営協議会</p>	学校運営協議会
11		個人懇談会	<p>いじめアンケート① 児童との教育相談 個人懇談会</p>
12		<p>人権授業週間 「北っ子情報機器 使い方6か条」啓発</p>	
1		北っ子広場	
2		<p>学校運営協議会 学級懇談会</p>	<p>いじめアンケート① 児童との教育相談 学校運営協議会 学級懇談会</p>
3		<p>6年生を送る会 「北っ子情報機器 使い方6か条」啓発</p>	